

日本先天異常学会奨励賞選考内規

- 第 1 条 日本先天異常学会会則第 4 条第 4 号の規定に基づく事業として日本先天異常学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）を制定する。
- 2 . 奨励賞は、先天異常学の進歩に寄与する優れた研究業績を挙げ、かつ、先天異常学の研究者として将来の発展が期待される者に対して授与する。
- 第 2 条 授賞候補者は、本会の普通会员または学生会員であって、授賞年の 1 月 1 日において 45 歳に達していない者とする。
- 2 . 授賞候補者は、授賞の前年 12 月 31 日において会員歴が 3 年（入会月から連続した 36 ヶ月以上）を経過していなければならない。
- 第 3 条 授賞選考の対象となる研究論文（原著）は、次の各号に掲げる条件すべてを満たしていなければならない。
- 一 授賞候補者が筆頭著者として *Congenital Anomalies*、もしくは他の学術誌に掲載済みのものであること。ただし、他誌に掲載された研究論文で応募する場合、授賞後原則 2 年以内に総説または原著として *Congenital Anomalies* に投稿すること。また、授賞候補者は、当該研究論文を推薦されることについて共著者の同意を得なければならない。
- 二 授賞の前年 12 月 31 日以前の 2 年以内に採択されたものであること。
- 三 授賞候補者が本会の学術集会において筆頭で自らが発表した研究内容に関連するものであること。
- 第 4 条 本会に、授賞候補者を選考するため、日本先天異常学会奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 2 . 選考委員会については、別に定める。
- 第 5 条 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、審議の上、受賞者を決定する。
- 第 6 条 奨励賞は、賞状及び副賞とし、学術集会において理事長が授与する。
- 第 7 条 授賞は、毎年 3 名以内とする。
- 第 8 条 奨励賞に係る経費は、国際学術交流基金特別会計から支出する。
- 第 9 条 この内規を改正しようとするときは、あらかじめ評議員会の議を経るものとする。
- 第 10 条 この内規の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この内規は、平成元年 7 月 14 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

2005 年 7 月 15 日一部改正

2006 年 6 月 30 日一部改正

2010 年 7 月 9 日一部改正

2015 年 7 月 26 日一部改正

2016 年 7 月 30 日一部改正

2019 年 7 月 27 日一部改正

2021 年 8 月 7 日一部改正

2023 年 7 月 29 日一部改正

2024 年 7 月 26 日一部改正